

# 標識設置の方法について

## (建築計画のお知らせ)

### (1) 設置場所

敷地の道路に接する部分（2以上の道路に接する場合は、それぞれの接する部分）に、地面から標識の下端までの高さが1メートルとなるように設置のこと。

### (2) 設置期間

延べ面積が1000㎡を超え、かつ高さが15メートルを超えるものは、確認申請等を行う30日前、それ以外のものは、15日前から設置し、工事完了届けを提出する日等まで継続して設置のこと。

ただし、3階以上(地階を除く)かつ15戸以上の共同住宅の場合は、

延べ面積が3000㎡を超え、かつ高さが20メートルを超えるものは、90日前、  
延べ面積が1000㎡を超え、かつ高さが15メートルを超えるものは、60日前、  
それ以外のものは、30日前から設置のこと。

### (3) 看板の形態

建築計画のお知らせ				
建築物の名称				
建築敷地の地名地番				
建築物の概要	用途		敷地面積	
	建築面積		延べ面積	
	構造		基礎工法	
	階数	地上 階 地下 階	高さ	m
着工予定	年 月 日	完了予定	年 月 日	
建築主 (住所) (氏名)	電話( )			
設計者 (住所) (氏名)	電話( )			
施工者 (住所) (氏名)	電話( )			
標識設置年月日	年 月 日			
この標識は豊島区中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例第5条第1項の規定により設置したものです。 上記建築計画についての説明の申出は下記へご連絡下さい。 (連絡先) 電話( )				

90cm以上

90cm以上

※建築敷地に標識を設置後、速やか（5日以内）に標識設置届けを提出すること。

問い合わせ 建築指導課 紛争調整グループ

3981-1391